

(指導・助言等義務)

14. 横浜地裁 平成6年7月15日判決

(棄却、横浜地裁平成5年(ワ)1622号)

控訴審 東京高裁 平成7年6月19日判決

(一部認容：賠償額8,346,870円、東京高裁平成6年(ネ)3109号)

判例時報1540号48頁、TAINSコードZ999-0009

相続税の修正申告の委任を受けた場合は、単に税額計算のみならず納税方法の選択及び納税手続の説明と意向確認をすべき義務があるとした事例

《事実の概要》

既に共同相続人の一人が遺言により単独相続をしたとして、他の税理士により相続税申告を済ませて延納申請を得ていた。その後、6人の共同相続人により共同して相続する分割協議が成立した。税理士Yは、これに伴う相続税の修正申告の依頼を受けて申告を行ったが、延納申請について相談がないのでその申請はしなかった。X(原告、控訴人)らは、その後、相続財産である土地を売却して相続税を納付したが、延納申請した場合の利子税と延滞税との差額を損害としてYに賠償請求訴訟を提起した。原審では、相続税納付の助言指導は税理士の法的義務とまでいえないとして請求を棄却したので控訴に及んだ。

《判決の要旨》

- 1 税理士がその業務に関する委任状を徴求したことは、それに記載された委任事項についての業務を受任したものというべきであり、本件の場合は、延納許可申請することの記載がないため、延納許可申請をすることが委任の内容になっていたとは認められない。
- 2 税理士は税務の専門家であるから、相続税の修正申告手続を受任した場合には、善良な管理者として依頼者の利益に配慮する義務があることはもちろんであり、法令に適合した適切な申告をすべきことは当然であるが、法令の許容範囲内で依頼者の利益を図る義務がある。そして、租税の申告に伴い納付が必要となり、依頼者に納付時期及び方法について周知する必要がある。
- 3 したがって、相続税納付について原告Xの意思を確認する義務があるというべきである。この納付についての指導助言を行うことは、相続税の確定申告に伴う付随業務であり、債務不履行責任を負うものと解するのが相当である。

(注) 税理士賠償事件のリーディング・ケースに挙げられる。税理士Yは、報酬を取っていないにもかかわらず専門家責任が追求された。